

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	熊本県	担当部署	農林水産部農村振興局むらづくり課
-------	-----	------	------------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

		協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定		1,303	協定	31,429	ha	248,619	万円
	a 基礎単価の対象	323	協定	3,833	ha	28,312	万円
	b 体制整備単価の対象	980	協定	27,596	ha	220,307	万円
	c 加算措置						
	(a) 棚田地域振興活動加算	35	協定	506	ha	4,686	万円
	(b) 超急傾斜農地保全管理加算	112	協定	338	ha	1,847	万円
	(c) 集落協定広域化加算	5	協定	50	ha	127	万円
(d) 集落機能強化加算	5	協定	65	ha	196	万円	
(e) 生産性向上加算	117	協定	2,063	ha	5,333	万円	
イ 個別協定		11	協定	124	ha	481	万円
a 基礎単価の対象		4	協定	25	ha	175	万円
b 利用権設定等単価 (10割単価)の対象		7	協定	99	ha	306	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		0	協定	0	ha	0	万円
合計		1,314	協定	31,551	ha	249,096	万円

【参考】

R3年耕地面積※	107,500	ha
----------	---------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	22	人	24	ha	191	万円

【参考】

ア 協定参加者数	29,049	人
イ 交付金配分額	248,619	万円
a うち個人への配分	116,986	万円
b うち共同取組活動	131,633	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	569	725	9	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	576	718	7	
b 水路・農道等の管理	680	622	1	
c 多面的機能を増進する活動	576	725	2	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	212	566	198	
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	300	238	443	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	3	30	2	
c 急傾斜農地保全管理加算	27	85		
d 集落協定広域化加算	9	1		
e 集落機能強化加算	2	3		
f 生産性向上加算	17	101		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	794 (60.9%)	491 (37.7%)	18 (1.4%)	

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

「ア 集落マスタープランに係る活動」「イ 農業生産活動等として取り組むべき事項」については、ほとんどの協定が“◎”または“○”であった。一方、「ウ 集落戦略の作成」については、“△”が166協定と取り組みの遅れが見られる。また、「エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み」については、「a 棚田地域振興活動加算」のみ“△”がある。全体評価としては、“不可”はなく、優 60.9%、良 37.7%、可 1.4%であった。

集落協定の全体評価としては、“不可”はないため、協定書に記載された事項はおおむね計画通りに実施されており、今後も着実な実施を期待する。「ウ 集落戦略の作成」については、取り組みの遅れがある協定は、コロナ禍による話し合いの減少等が理由と考えられるが、市町村による助言・指導により最終年（令和6年度）までの作成が見込まれる。「a 棚田地域振興活動加算」で“△”とした2集落は、いずれもイベント開催を目標とした集落であり、感染対策を行いながらイベントを開催する予定。

県としては、今後も市町村に対して、実施状況の確認を徹底するよう指導し、集落戦略の作成や加算措置の進捗状況を市町村ごとに把握し、遅れがみられる市町村にフォローアップを行う。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	7	4		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	3	4		
b 水路・農道等の管理	1	3		
c 多面的機能を増進する活動		4		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	7	1		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	11 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

個別協定の全体評価として、優100%、良 0% となっている。
全体として協定書に記載された事項はおおむね計画通りに実施されており、今後も着実な実施を期待する。

1について第三者機関の意見【必須】

コロナ禍によって活動への様々な制限があり、集落協定に影響を及ぼしていると推測される。市町村の助言により実施が見込まれる集落については、状況の把握に基づいた的確な助言が期待される。

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	1298		222 (17%)	328 (25%)	751 (58%)
	うち集落戦略	973	(0%)	798 (82%)	117 (12%)	72 (7%)
	R 3年度	1303	(0%)	216 (17%)	310 (24%)	777 (60%)
	うち集落戦略	980	(0%)	720 (73%)	170 (17%)	98 (10%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

集落協定の話合いを行っていない協定はなく、3回/年以上の協定が約6割となっている。また、集落戦略に関する話合いも行っていない協定はなく、7～8割の協定で1回/年行われている。

全集落において話合いは行われ、集落内の合意形成が行われていると考えられる。集落戦略に関する話合いについても、事業の要件である話合いは行われている。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	887 協定	91 %
② 協定参加者以外の集落の住民	77 協定	8 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	113 協定	12 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	7 協定	1 %
⑤ 協定役員のみ	171 協定	17 %
⑥ 話合いをしていない	協定	0 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

話合いをしていない協定はなく、約9割の協定で協定参加者が参加して話合いが行われている。

残りの1割は、協定役員のみで話合いを行っていると考えられ、今後、協定参加者全員が参加した話合いへ発展することが必要である。

1の(1)で集落戦略の作成に遅れがみられる協定と同様に、市町村による助言・指導により最終年までの作成を見込む。

3について第三者機関の意見【必須】

話合いは、令和2年から令和3年にかけて増加はしているが、関係組織や専門知識を有する者等と連携した話合いについて推進していく必要がある。話合いの持ち方や参加者についての評価を行い、市町村による情報提供等の支援を進めることが重要である。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	613 <small>協定</small>	47 %	① 協定書作成に係る支援	3 <small>協定</small>	27 %
② 集落戦略作成に係る支援	595 <small>協定</small>	46 %	② 目標達成に向けた支援	1 <small>協定</small>	9 %
③ 目標達成に向けた支援	386 <small>協定</small>	30 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	<small>協定</small>	0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	122 <small>協定</small>	9 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	<small>協定</small>	0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	376 <small>協定</small>	29 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	<small>協定</small>	0 %
⑥ ①～⑤以外の支援	36 <small>協定</small>	3 %	⑥ ①～⑤以外の支援	<small>協定</small>	0 %
⑦ 特に支援を要望しない	350 <small>協定</small>	27 %	⑦ 特に支援を要望しない	7 <small>協定</small>	64 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

「①協定書作成」及び「②集落戦略作成の書類作成に係る支援」を5割近くの協定で要望されており、「③目標達成に向けた支援」、「⑤事務負担軽減に向けた支援」も3割が必要と回答されている。

「①協定書作成」、「②集落戦略作成の書類作成に係る支援」及び「⑤事務負担軽減に向けた支援」の割合が高くなっている要因は、書類作成に不慣れな農業者が多く、書類作成が負担になっていると考えられる。市町村でも書類作成の指導を行っているが、職員数は限られており対応に限界がある。このため、一部の市町村では事務組合を組織し、事務委託による負担軽減を進めている。

県としては、事務組合がある市町村の事例紹介を行うことで事務委託を推進し、農業者や市町村の事務負担軽減に努める。

「③目標達成に向けた支援」については、1の(1)と同様、市町村による指導助言が必要であり、県による市町村ごとの進捗確認を行う。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

農業者が要望する支援の具体的な内容・課題の把握を進めたうえで、地域の自立の観点から農業者の一定の関与を保持した形で事務委託を行い、委託先との信頼関係を構築できるように、県は市町村等に対して事務委託に関する具体的な内容や事例を示すことが必要であろう。

また、事務負担の軽減に関して、書類の簡略化などについて国に検討を進めるよう提案するべきではないか。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合	
継続意向の協定数		1229	協定	94 %
の広 意 域 向 化	広域化の意向がある	148	協定	12 %
	広域化の意向はない	1081	協定	88 %
廃止意向の協定数		74	協定	6 %
協 定 廃 止 の 理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	52	協定	70 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	63	協定	85 %
	③ 地域農業の担い手がいないため	49	協定	66 %
	④ 農業収入が見込めないため	19	協定	26 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	28	協定	38 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	23	協定	31 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	20	協定	27 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	16	協定	22 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	9	協定	12 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	5	協定	7 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	5	協定	7 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	6	協定	8 %
	⑬ その他	2	協定	3 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		11 協定	100 %
廃止意向の協定数		0 協定	0 %
協定 廃止 の 理由	① 高齢化による体力低下や病気のため	0 協定	0 %
	② 後継者がいないため	0 協定	0 %
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	0 協定	0 %
	④ 集落協定に参加するため	0 協定	0 %
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	0 協定	0 %
	⑥ 農業収入が見込めないため	0 協定	0 %
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	0 協定	0 %
	⑧ 圃場条件が悪いため	0 協定	0 %
	⑨ 事務手続きが負担なため	0 協定	0 %
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	0 協定	0 %
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	0 協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	0 協定	0 %
	⑬ その他	0 協定	0 %

集落協定の広域化等に対する推進方針

次期対策も継続意向の協定は、9割程度であり、その内、1割程度が広域化の意向がある。集落協定の広域化のメリットとして、集落の事務の一本化による負担軽減が挙げられる。一方、デメリットとしては協定員が増えることで合意形成に手間がかかる場合がある。また、協定の対象農地が広がることにより、全額遡及返還のリスクも大きくなる。以上より、県としては、市町村担当者会議等において広域化のメリット・デメリットについての担当者の理解を促し、広域化の意向がある集落に対して実情に応じた支援を行う。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

廃止意向の協定は、74協定あり、4期対策から5期対策移行時の85協定と同程度の廃止が見込まれる。廃止の理由は7～8割が「リーダー又は参加者の高齢化」であり、6割が「地域農業の担い手がない」と回答している。また、1割程度ではあるが、「交付金の遡及返還が不安なため」と回答している。廃止意向の協定の多くは、高齢化によりこれから先、農業自体の継続が難しくなると考えられ、本制度のみでの対応は困難と考える。一方で、「交付金の遡及返還が不安なため」等、制度説明により解決可能と考えられる理由もある。以上より、県としては市町村に対し、廃止意向の理由に応じたきめ細かい対応を促す。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

「廃止意向」のある集落協定の「個別協定」への移行の可能性を検討することが必要であろう。また、廃止意向の理由の中で「鳥獣被害の増加」や「農地や水路・畦畔の管理が困難なため」という本来の「目的の非達成」を示すものがあり、協定の役割・効果の検証も必要ではないか。一方、農作業・集落活動の省力化やスマート化など新たな技術等の活用による対応も必要である。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	213 人 (16%)	60～69歳	540 人 (41%)	70～79歳	483 人 (37%)	80歳～	67 人 (5%)
代表者になってからの年数	～2年	332 人 (25%)	3年～7年	422 人 (32%)	8年～	549 人 (42%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	841 人 (68%)	協定	ない	371 人 (30%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	448 人 (34%)	60～69歳	574 人 (44%)	70～79歳	259 人 (20%)	80歳～	22 人 (2%)
担当者になってからの年数	～2年	280 人 (21%)	3年～7年	414 人 (32%)	8年～	607 人 (47%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	1116 人 (91%)	協定	ない	112 人 (9%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在		今後	
なし		1251 人 協定	96 %	1238 人 協定	95 %
あり		45 人 協定	3 %	58 人 協定	4 %
委任先	行政書士・公認会計士	1 人 協定	2 %	4 人 協定	7 %
	事務組合	10 人 協定	22 %	14 人 協定	24 %
	NPO		0 %		0 %
	集落法人	3 人 協定	7 %	5 人 協定	9 %
	J A		0 %		0 %
	土地改良区	3 人 協定	7 %	5 人 協定	9 %
	個人	5 人 協定	11 %	6 人 協定	10 %
	その他	30 人 協定	67 %	30 人 協定	52 %

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	9 協定 (82%)	法人	2 協定 (18%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	4 人 (36%)	60～ 69歳	5 人 (45%)	70～ 79歳	2 人 (18%)	80歳～	人 (0%)
後継者の有無	いる	2 協定 (18%)	いない	9 協定 (82%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定の役員について、役員を8年以上継続されている事例が4～5割と最も多くなっており、高齢化の傾向が見られる。なお、事務委託については1割未満と進んでいない状況。取組継続のためには、事務委託の推進による役員の負担軽減が必要である。県としては、Ⅱの4と同様に、事務委託の事例紹介等を通して事務委託を促す。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

代表者や役員を長期間続ける理由や背景、その役割や負担、「後継者」育成の状況などの改めての把握が必要であろう。Ⅱの4の(1)及び(2)についての意見と同様に、県は、市町村等に対して事務委託に関する具体的な内容や事例を示し、農業者の事務委託の拡大・改善を支援することが期待される。